

# 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則第二十九条の六の規定により主務大臣が定める消毒又は廃棄の命令の基準（告示案）」の概要

令和 5 年 3 月  
環境省

## 1. 基準策定の背景と対象について

特定外来生物のうち、特にヒアリについては平成 29 年 6 月に国内で初確認されて以降毎年確認が続いており、令和 5 年 2 月現在で確認件数は 18 都道府県 92 事例である。また、令和元年に東京港、令和 2 年に名古屋港、令和 3 年に大阪港の地面で大規模な集団が確認された事例に続き、令和 4 年には福山港で陸揚げされたコンテナ内で、70,000 匹以上とこれまでにない大規模な集団が確認されるなど、依然として定着ぎりぎりの危機的な状況が続いている。

こうした状況も踏まえ、令和 4 年 5 月に成立した特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 42 号。以下この法律による改正後の外来生物法を「法」という。）において、これまでの特定外来生物又は未判定外来生物が付着等しているおそれがある通関前の輸入品やコンテナ等だけではなく、通関前の輸入品等が置かれている土地、施設（倉庫、車両等）に対しても消毒廃棄命令を出すことが可能となった。さらに緊急の対処が必要な「要緊急対処特定外来生物」に指定されるヒアリ類については、通関後の物品、施設、土地等に付着等しているおそれがある場合には消毒又は廃棄の命令をかけることが可能となった。

これらを踏まえ、要緊急対処特定外来生物として指定されることが決まっているヒアリ類と、おなじくあり科の生物については薬剤の感受性に大きな差がないことが知られていることを踏まえて、その他のあり科の特定外来生物（現在、特定外来生物に指定されているのはハヤトゲフシアリ、アルゼンチンアリ、コカミアリ）の消毒又は廃棄の命令の基準について策定を行うことを予定している。

## 2. 告示案の概要

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則第 29 条の 6 の規定により主務大臣が定める消毒又は廃棄の命令の基準の概要は以下の通りである。詳細な規定については添付資料 3 の告示案本文を参照のこと。

### （1）法第 24 条の 5 第 3 項に基づく消毒又は廃棄の基準

（通関前の輸入品等、土地、施設に加えて通関後の物品等、土地、施設も対象）

ア、対象種：要緊急対処特定外来生物のあり科

現在指定予定の種は下記の通り

○ヒアリ類4種群23種

- ・ソレノプシス・ゲミナタ種群 *Solenopsis geminata* species group 6種  
(アカカミアリ *Solenopsis geminata* を含む)
- ・ソレノプシス・サエヴィシイマ種群 *Solenopsis saevissima* species group 14種  
(ヒアリ *Solenopsis invicta* を含む)
- ・ソレノプシス・トゥリデンス種群 *Solenopsis tridens* species group 2種
- ・ソレノプシス・ヴィルレンス種群 *Solenopsis virulens* species group 1種

○ヒアリ類4種群23種に属する種間の交雑個体

イ、消毒の命令の基準の概要

輸入品等（植物検疫対象物に限る）	原則として、植物防疫法第9条第1項に基づく消毒に係る基準（以下、「植防基準」という。）と同様の消毒基準を採用し消毒。
輸入の段階で植物検疫対象物となる物品等で通関した後に消毒の必要が生じたもの	特定外来生物被害防止取締官の指示に基づき、植防基準と同様の消毒基準を採用し消毒。 又は、ワンプッシュ式エアゾール剤により消毒。ただし、ワンプッシュ式エアゾール剤を用いた場合において特定外来生物被害防止取締官が消毒後に必要と認めた際には、再度消毒を行う。
植物検疫対象物以外の物品等	対象物ごとに収着率等を定めることが困難であるため、特定外来生物被害防止取締官の指示に基づき、植防基準の最も厳しい基準と同様の消毒基準を採用し消毒。 又は、ワンプッシュ式エアゾール剤により消毒。ただし、ワンプッシュ式エアゾール剤を用いた場合において特定外来生物被害防止取締官が消毒後に必要と認めた際には、再度消毒を行う。
土地	特定外来生物被害防止取締官の指示に基づき、これまでの防除事例において実施されてきたベイト剤（IGR及びフィプロニル製剤）により消毒
施設等	特定外来生物被害防止取締官の指示に基づき、ワンプッシュ式エアゾール剤による消毒。

ウ、廃棄の命令の基準の概要

消毒により要緊急対処特定外来生物を取り除くことが困難な場合に、当該要緊急対処特定外来生物の付着し、又は混入している物品等又は施設を廃棄すること。

## (2) 法第 24 条の 2 第 3 項に基づく消毒基準

(通関前の輸入品等、土地、施設が対象)

ア、対象種：特定外来生物のあり科（要緊急対処特定外来生物のあり科を除く）

現在指定されている種は下記の通り

○ハヤトゲフシアリ *Lepisiota frauenfeldi*

○アルゼンチンアリ *Linepithema humile*

○コカミアリ *Wasmannia auropunctata*

### イ、消毒の命令の基準の概要

輸入品等（植物検疫対象物に限る）	原則として、植防基準と同様の消毒基準を採用し消毒。
輸入品等（植物検疫対象物以外）	対象物ごとに収着率等を定めることが困難であるため、特定外来生物被害防止取締官の指示に基づき、植防基準の最も厳しい基準と同様の消毒基準を採用し消毒。 又は、ワンプッシュ式エアゾール剤により消毒。 ただし、ワンプッシュ式エアゾール剤を用いた場合において特定外来生物被害防止取締官が消毒後に必要と認めた際には、再度消毒を行う。
土地	特定外来生物被害防止取締官の指示に基づき、これまでの防除事例において実施されてきたベイト剤（IGR 及びフィプロニル製剤）により消毒
施設等	特定外来生物被害防止取締官の指示に基づき、ワンプッシュ式エアゾール剤により消毒。

### ウ、廃棄の命令の基準の概要

消毒により当該特定外来生物を取り除くことが困難な場合に、当該特定外来生物の付着し、又は混入している輸入品等又は施設を廃棄すること。

## 3. スケジュール（予定）

令和 5 年 1 月 18 日 : 専門家会合（1 回目）開催

令和 5 年 2 月 17 日 : 専門家会合（2 回目）開催

令和 5 年 3 月 6 日～4 月 4 日 : パブリックコメント

令和 5 年 4 月～5 月頃 : 告示公布・施行